

佐賀県告示第228号

指定金融機関等の指定（平成13年佐賀県告示第163号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和4年9月30日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1・2 略			1・2 略		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
略			略		
株式会社ゆうちょ銀行	日本国内の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局	1 母子父子寡婦福祉資金償還金及び <u>佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）第2条第2号に規定する徴収金の収納事務</u> （マルチペイメントネットワークを利用するものに限る。） 2 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第14号に規定する諸収入金のうち寄附金の収納事務（マルチペイメントネットワークを	株式会社ゆうちょ銀行	日本国内の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局	1 母子父子寡婦福祉資金償還金の <u>収納事務</u> （マルチペイメントネットワークを利用するものに限る。） 2 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第14号に規定する諸収入金のうち寄附金及び <u>佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23</u>

改正前			改正後		
		利用するもの及び 払込取扱票による ものに限る。)			号) 第2条第2号 に規定する徴収金 の収納事務（マル チペイメントネッ トワークを利用す るもの及び払込取 扱票によるものに 限る。)
	略			略	